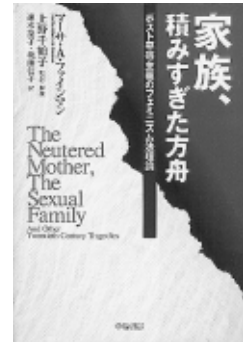


マーサ・A・ファインマン 上野千鶴子 監訳・解説 速水葉子・穂田信子訳

『家族、積みすぎた方舟』

—ポスト平等主義のフェミニズム法理論—

(2003 学陽書房 306 P ISBN4-313-86105-X C0036 2800 円+税)



永井 暁子

本書は、フェミニズム法理論の中でも、かなり挑戦的なアイデアが提言されている著作である。社会が特定の家族を適切であると承認し定義しているが故に生じている家族法の限界を、法学の立場から批判し、家族の親密性の定義を性的なものからケアへと転換することにより開かれる展望を、特にアメリカのシングルマザーの社会的な位置づけの検討を通じて示しているのである。

問題が提起される第1章「問題としての家族」に続き、本書は、4部構成となっている。第1部「概念と構築物」は、第2部以降の論理展開に必要な概念を提示している。第2章「法、イデオロギー、フェミニズム法理論の視角—想像力の限界」では、家族の親密性を定義する上で、異性愛にもとづく構成という支配的な概念を捨て切れていないことが、これまでのフェミニズム法理論の決定的な限界であるとしている。第3章「文脈における性差—フェミニズム法理論とジェンダー化された生活」においては、「行きすぎた平等」を批判している。男性に同化し平等を獲得する平等化戦略は、差異を無視するか、重要視しなかったために、ジェンダー化された生活の中では、女性に不利益をもたらしてきたのである。生物学的な差異を持ち込むことには危険を伴うが、「行き過ぎた平等」とならないためには差異を視野に入れる必要があり、ジェンダー化された生活という視点こそが有効であるとしている。さらに、ジェンダー化された経験は女性固有であるから、多様な女性がそれぞれの違いを乗り越えて集結できるとしている。

第2部「中性化された母親」では、同タイトルの第4章と第5章「逸脱した母親」と続く。「中性化された母親」とは、ジェンダー中立的なスタンスにより、子育てにおける「母親」の役割の特殊性が失われた(無視された)ことを指している。現実には、母親と父親は異なり「母親」の重要性は大きいにもかかわらず

ず、「親業」として中性化することで、母親は不利益を被っている。「逸脱した母親」とは、大衆的な言説においても学問的な言説においても、シングルマザー家族が、犯罪や貧困などの源であり、不完全な家族であると見なされていることを指している。

第3部「性的家族」は、第6章「性的家族」と第7章「プライバシーの限界—公的家族」からなる。正式に認められた異性愛による夫婦の絆が、親密な関係の基本であり、「自然な」形態であるとされているために、シングルマザー家族を、家族としては不適切である欠損家族とし、そのように見なされるが故にシングルマザー家族のプライバシーは国家の「監視」のもとにおかれてしまうとされている。

第4部「新たな悲劇とユートピア的ビジョン」においては、第8章「新たな悲劇」で近年顕著になってきている父親の権利擁護に対して批判的に分析し、本書の締めくくりである第9章「新たな展望を求めて—家族法を見なおす」は、家族と国家の法的関係の理想像を提言している。その提言とは、特権的である家族法を廃止し、婚姻制度そのものを廃止することである。家族単位の核を、性的関係からケアの関係へとシフトし、この単位を社会政策の中心とすることにより問題を打開しようとしている。

原書である *The Neutered Mother, The Sexual Family and Other Twentieth Century Tragedies* が刊行されたのは1995年である。1990年代はアメリカのみならず、特に英語圏諸国でワンペアレント・ファミリーが急増し、シングルマザーを社会問題視する気運が高まっていた。

刊行年より若干古い、1990年のアメリカの子どもがいる家族の所得データ(等価スケールを用いて家族構成・人数調整済み)を見ると、ふたり親家族では所得5分位中第I分位(所得順に並べ5分割して一番所得の少ないグループ)に属するのは片働き17%、共働き



5%に対し、ひとり親家族では49%にものぼり、他国に比べてもその割合は高い¹⁾。

このような違いから、アメリカのひとり親家族が貧しく、他国のひとり親家族が元々豊かであるとは一概にいえぬ。たとえば、スウェーデンでは、子どもを育てている者が働くための条件が整っていることに加えて、社会保障給付により貧困から脱しているのである。アメリカでは、ほとんどのひとり親家族が移転(社会保障給付がなされること)によって貧困から脱するに至っていないのは社会保障制度を含めた社会構造の違いによるものである。スウェーデンのひとり親家族の貧困率は移転前には55.0%にものぼるが、(児童手当を含む)移転後9.2%に減少している。一方、アメリカでは移転前58.5%で移転後も51.7%と、大きな変化がみられないのである²⁾。

さらに、原書刊行の翌年である1996年には、福祉改革の一環として、従来の被扶養児童家庭扶助(AFDC)に代わり、貧困家庭一時扶助(TANF)が創設され、実質的には給付が引き下げられたのである(1997年施行)³⁾。増加するシングルマザーなどの扶助の長期受給者の自立を促進し、財政改革を行うといった観点から、受給期間の制限、就労要件の強化などの措置がとられたのである。非監護親から養育費の徴収を行うために、親の搜索・確定および児童扶養命令の強制を行う児童扶養履行強制プログラムが、貧困家庭一時扶助に基づいて受給する者に適用されている。これらを見るかぎりにおいても、シングルマザーがアメリカ社会でおかれている位置は極めて低く、これが本書が書かれるに至った背景の1つであろう。

法律などの社会制度において、平等とされていることが、結果として不平等を引き起こしていることは、日本においてもしばしばある。たとえば、夫妻の財産を別産制として個人の名義を重要視することは平等であるということもできるが、無償労働に従事することの多い女性は、結果として財を築くことができない。しかし、「平等」のあり方は多様であって、日本の実態とは異なり、多くの先進国では、夫妻の離婚時の財産分与は半々となる。国によっては、子どもの監護権を持つ方が住居を受け取ることができることもある。評者にとって法律は専門外であるが、素人目から見れば、このような例にみられるように、本書が主張する婚姻制度の大きな変革(婚姻制度廃止)以外の部分にも、平等を探るための制度改善の余地はまだ多く

あるように思われる。

本書で「行き過ぎた平等」として述べられたことは、むしろアメリカ社会特有の「平等」ではないだろうか。平等の実現に向けては、婚姻制度そのものの変革以外にも、労働時間を削減する方向もありうるし、多くの国で行われているように、有給の育児休業制度の確立という方向もあるはずである。

さらに、本書では、シングルマザーが貧困であるから逸脱、病理であると見なされているというのは表向きにすぎず、「伝統的な異性愛家族モデル」ではないその存在が家父長制を揺るがすために、逸脱、病理と見なされ不当に扱われているとされている。確かにアメリカ社会は性的そして異性愛カップルを重視しているかもしれない。しかし、子育てをしながら働ける環境と所得制限無しの(つまり、子育てをしていれば、無条件に受け取る権利がある)児童手当によって、(全てのとはいえないが、多くの)ひとり親家族が貧困から脱している国々においても、同じことがいえるのだろうか。

近代家族に対する「積みすぎた方舟」(邦題)という譬は、的確であり納得のいくものであるが、「母子」という新しい方舟に、ケアという重荷を全て積もうとするのは、また別の「積みすぎ」にならないだろうか。現実との乖離はあるにせよ、ケアの担い手を女性から両性へと移行させようとする働きや、ファイナマンが述べるところの「家族」(ケアの関係)のために、財政支出のうち、幾分かでも回してケアそのものやケアのコストを社会が負担しようという流れの方が、少なくともアメリカ以外の社会にとっては自然であるように思われる。また、ヨコの関係(婚姻関係、性的関係)とタテの関係(ケアの関係)は、排他的なものとして扱うべきか、疑問が残る。しかし、本書は知的好奇心をかき立てるという意味で、刺激的な著作であり、これを基にさらに活発な議論が進むことが期待される。

〈注〉

- 1) 出所は、埋橋孝文、1997、「ワンペアレント・ファミリーをめぐる国際的動向と公的政策」『家計経済研究』33号、9-19。
- 2) 出所は、同上。
- 3) 後藤玲子、2000、「公的扶助」藤田伍一・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障7 アメリカ』、東京大学出版会、151-168。

(ながい・あきこ 家計経済研究所・次席研究員)